

奥州市監査委員告示第6号

令和3年1月15日付け奥州市監査委員告示第1号により公表した定期監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により奥州市長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年2月2日

奥州市監査委員 千 田 永
奥州市監査委員 千 葉 洋 一
奥州市監査委員 加 藤 清

1 監査実施期日

予備監査 令和2年10月29日、30日、11月2日

本監査 令和2年11月4日

2 措置を講じた旨の通知の受理日

令和3年1月18日

3 留意改善を要する事項及び措置内容

部課等名	留意改善を要する事項	措置内容
市民環境部 危機管理課	支出事務において、消防団員火災等出動費用弁償を支給すべき金額より多く支給しているものが99件、300,000円あったので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。	消防団員火災等出動費用弁償の支給に係るシステム誤入力とその影響について、チェック段階で把握、検証ができず、実出動者に加え、誤入力対象団員に対して支給してしまったものです。 対象者に対しては、返納の手続きを取りました。 今後は、システム操作マニュアルの精査と併せ、チェック項目の見直しと確認の徹底を図ることで、再発防止に努めてまいります。